(平成29年7月1日最終更新)

「大学連携研究設備ネットワーク」に関するQ&A 【私立大学等用】

1.【利用申請・利用料金関係】

Q 1-1: 私立大学や民間企業でも利用できますか。

A 1-1:本ネットワークに登録された機器については、機器を所有する大学等の判断により、私立大学等へ利用させることができるようになっています。利用したい機器が私立大学等へ開放されているかどうかは、設備リストからご確認ください。なお、利用に当たっては、利用申請やユーザー登録などが必要となります。詳細については、利用に当たってのマニュアルをご覧ください。

Q 1-2:私立大学等が所有する機器を登録することができますか。

A 1-2:私立大学等(ネットワーク協議会に参画していない国立大学法人及び大学 共同利用機関法人を含む)が所有する機器を本ネットワークに登録するこ とはできません。

Q 1-3:組織単位(部局・研究室単位)での利用申請は可能ですか。

A 1-3:基本的には、大学等機関全体での利用になり、当該機関の代表者から利用申請していただくことになります。ただし、研究所等が複数あり、利用料の請求先を分ける必要がある場合は、ご相談ください。なお、この申請については、研究室を最小単位としていますが、利用料請求書には、部局、研究室、個人等の詳細が分かる内訳を添付します。

Q 1-4:利用申請書の内容を変更する場合、どのようにすればよいですか。

A 1-4:「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書」の申請区分の「変更」にチェックを入れ提出してください。

Q 1-5:月の途中から利用できますか。

A 1-5:利用申請は、月の途中であっても随時受け付けますが、登録手続きに数日 かかりますので、ご留意ください。

2. 【課金システム】

Q 2-1:課金システムについて、支払区分は、どのような取り扱いになりますか。

A 2-1:本課金システムは、国立大学用に設定されていますので、デフォルト値が「運営費交付金」となっています。研究室責任者(会計責任者)アカウントにて区分を自由に変更、追加できます。

また、私費での支払い(ポケットマネー)を選択する事もできますが、 この分を含め、請求書を発行しますので、所属する機関の事務が私費払い に対応できるかどうか予め確認の上ご利用ください。

Q 2-2:研究室費, 私費とはどういうものか。

A 2-2:私費とは、個人が払うポケットマネーのことで、研究室費とは、各機関が 支出する私費以外の全てのものになります。

本Q&Aについては、随時更新する予定ですので、不明な点、疑問な点等がありましたら、下記担当者宛てにご連絡ください。

【担当者】

岡崎統合事務センター 総務部 国際研究協力課 共同利用係

Tel: 0564-55-7133 Fax: 0564-55-7119

Mail: r7133@orion.ac.jp